

# 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業 補助金の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (別に定める日まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 → この補助金においては完了届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了 → この補助金においては完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

※実績報告書提出後、完了検査を実施し、額の確定を通知します。  
確定額を精算払いで支払います。